

水産庁漁業取締船での通訳人の業務・生活紹介

九州漁業調整事務所
漁業監督課 調整班

1. 業務

水産庁の漁業取締船は、我が国周辺水域の水産資源の保存管理と漁業操業秩序の維持のため、外国漁船の指導・取締りを行っています。

漁業監督官が、外国漁船に対して行う質問や操業上の指導及び立入検査の際の通訳業務を行ってまいります。



外国漁船に対し、漁業監督官（右）の
質問・指導内容を逐次通訳している通訳人（左）



無線機を使い、外国漁船に指導内容を伝える通訳人



立入検査のため搭載艇で外国漁船へ向かい、
縄梯子を用いて移乗する様子



外国漁船の船上で船長（右）と漁業監督官（中央）
の会話を通訳する通訳人（左）※2016年1月

2. 船内生活

(1) 生活関連設備

航海中、通訳人の皆様には居室が用意されています。浴室やトイレは、船にもありますが居室と繋がっていたり、女性専用のものがあつたりします。船内には共用の洗濯機や乾燥機も設置されています。



居室の例



居室に浴室・トイレが設置されている例



共用の洗濯機・乾燥機の例

(2) 船内での食事

取締船ではメニューはその船の司厨長（船の料理長）さんによって異なりますが、バランスのとれたおいしい食事が提供されます。航海中一番の楽しみという船員さんも少なくありません。



朝食の例



昼食の例



夕食の例



食堂での食事の様子

シートやアクリル板の設置、座席間隔を開ける等のコロナウイルス対策を実施しています

九州漁業調整事務所配属 水産庁漁業取締船の例

900トン型（全長：約70m）※ 大型バス6台分くらい



500トン型（全長：約60m）大型バス5台分くらい

